

上越市水防計画の修正案について

平成31年2月8日

上越市防災会議

今回の修正は、平成29年6月に水防法が一部改正されたことに伴い、新潟県が平成30年5月に県計画を修正したことから、当市の水防計画について、所要の修正を行うもの。

◆水防法改正の趣旨

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会の再構築」への取組が必要



「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現

水防法の改正を踏まえた修正

(1) 対策のポイント

◆ 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

①大規模氾濫減災協議会の組織化

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等が密接な連携体制を構築し、ハード・ソフト対策を推進するため、協議会を組織

(第1章 1.3 水防の責任等、1.4 水防計画の作成及び変更)

②浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民へ周知

(第1章 1.3 水防の責任等、第11章 11.1 河川管理者の協力及び援助、第15章 15.1 洪水対応)

③要配慮者の避難について地域全体での支援

洪水のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（現行は努力義務）し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現

(第15章 15.1 洪水対応)

◆ 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

①民間事業者による水防活動の円滑化

水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与するとともに損失を補償

(第1章 1.3 水防の責任等、第10章 10.4 水防活動、第12章 12.2 公用負担)

②浸水被害軽減地区の指定

水防管理者が洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する地区を指定し、掘削、切土等の行為を制限

(第1章 1.3 水防の責任等、第11章 11.1 河川管理者の協力及び援助、第15章 15.1 洪水対応)

水防法の改正を踏まえた修正

(1) 上越市水防計画修正のポイント

◆ 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

(ア) 大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じた平成27年関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性が明らかになった。



大規模氾濫減災協議会の組織化

○市や河川管理者、防災関係機関等の多様な関係者が連携して、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。

第1章 1.3、1.4 【資料2-②】 P.6~P.7

(イ) 洪水予報河川等に指定されていなかった中小河川では、地域住民に大規模な氾濫が発生するおそれについて認識が共有されておらず、人的被害が発生した。



浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

○洪水予報河川等に指定されない中小河川で、市町村長が必要と認めるものについて、浸水実績等の把握に努めるとともに、把握したときは、住民等へ周知する。

第1章 1.3 【資料2-②】 P.5
第11章 11.1 【資料2-②】 P.29
第15章 15.1 【資料2-②】 P.32~P.33

水防法の改正を踏まえた修正

(1) 上越市水防計画修正のポイント

◆ 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

(7) 近年、水防管理者が建設業者等の民間事業者に水防活動を委任するケースが増えてきており、今後さらにその重要性が高まると考えられる。



民間事業者による水防活動の円滑化

○水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者に、水防上緊急の必要がある場合は、私有地の通行及び土地の一時使用を認めるとともに、損失を受けた者に対して、水防管理団体が補償する。

第1章 1.3 【資料2-②】P. 5

第10章 10.4 【資料2-②】P. 24

第12章 12.2 【資料2-②】P. 31～P. 32

(4) 河川の氾濫の際に浸水の拡大を抑制する効用がある自然堤防等が、宅地開発や道路の新設等に伴い切土又は除却され、当該効用を喪失してしまう場合がある。



浸水被害軽減地区の指定

○既存の資源を最大限に活用し、保全するため、水防管理者が河川管理者の協力のもと、洪水浸水想定区域にある浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区に指定する。

第1章 1.3 【資料2-②】P. 5～P. 6

第11章 11.1 【資料2-②】P. 29

第15章 15.1 【資料2-②】P. 33

上越市水防計画（修正案）節別修正概要

上越市水防計画（修正案）節別修正概要

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
第1章 総則			
1	計画の目的	修正なし	—
2	用語の定義	水防法改正を踏まえた修正	4
3	水防の責任等	水防法改正を踏まえた修正	5
4	水防計画の作成及び変更	水防法改正を踏まえた修正	6
5	津波における留意事項	修正なし	—
6	安全配慮等	修正なし	—
第2章 水防体制			
1	水防体制（水害及び土砂災害時）	市地域防災計画との整合（字句修正）	7
2	水防体制（津波災害時）	市地域防災計画との整合（字句修正）	9
第3章 重要水防箇所			
1	重要水防箇所の設定基準	修正なし	—
2	重要水防箇所の設定箇所	県水防計画を踏まえた修正	10
第4章 予報及び警報			
1	気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報	一覧表の更新	15
2	洪水予報河川における洪水予報	県水防計画を踏まえた修正	17
3	水位周知河川における水位到達情報	修正なし	—
4	水防警報	市地域防災計画との整合（字句修正）	20
第5章 水位等の観測、通報及び公表			
1	水位の観測、通報及び公表	字句修正	21
2	雨量の観測及び通知	修正なし	—
第6章 気象予報等の情報収集			
1	気象予報等の情報収集	掲載ホームページの更新	22
第7章 ダム・水門等の操作			
1	ダム・水門等	修正なし	—
2	操作の連絡・連絡系統	修正なし	—
第8章 通信確保			
1	通信状態の確認	修正なし	—
2	要配慮者に対する配慮	修正なし	—
3	通信の確保	修正なし	—
第9章 水防施設及び輸送			
1	水防倉庫及び水防資器材	資材数の更新	23
第10章 水防活動			
1	水防配備	修正なし	—

上越市水防計画（修正案）節別修正概要

節	節名	主な修正概要	新旧対照表ページ
2	巡視及び警戒	修正なし	—
3	水防作業	修正なし	—
4	緊急通行	水防法改正を踏まえた修正	24
5	警戒区域の指定	修正なし	—
6	住民等の避難（河川・高潮又は高波）	市地域防災計画との整合（字句修正）	24
7	住民等の避難（津波）	市地域防災計画との整合（字句修正）	27
第11章 防災関係機関の相互協力体制			
1	河川管理者の協力及び援助	水防法改正を踏まえた修正	29
2	市からの応援要請	市地域防災計画との整合（字句修正）	29
3	消防機関に対する広域応援要請	市地域防災計画との整合（字句修正）	—
4	自衛隊への災害派遣要請	市地域防災計画との整合（字句修正）	30
第12章 費用負担と公用負担			
1	費用負担	修正なし	—
2	公用負担	水防法改正を踏まえた修正	31
第13章 水防報告等			
1	水防概況報告	修正なし	—
2	水防活動実施報告	修正なし	—
第14章 水防訓練			
1	水防訓練	水防法改正を踏まえた修正	32
2	津波避難訓練	修正なし	—
第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置等			
1	洪水対応	水防法改正を踏まえた修正	32
2	津波対応	市地域防災計画との整合（字句修正）	33
第16章 水防協力団体			
1	水防協力団体の指定	水防法改正を踏まえた修正	33
2	水防協力団体の業務	修正なし	—
3	水防協力団体と消防団等の連携	水防法改正を踏まえた修正	34
4	水防協力団体の申請・指定及び運用	修正なし	—

上越市水防計画

平成 31 年 2 月修正案

新旧対照表

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>1.3 水防の責任等</p> <p>1.4 水防計画の作成及び変更</p> <p>1.5 津波における留意事項</p> <p>1.6 安全配慮</p> <p>第2章 水防体制</p> <p>2.1 水防体制（水害及び土砂災害時）</p> <p>2.2 水防体制（津波災害時）</p> <p>2.3 関係機関の連絡系統</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>3.1 重要水防箇所の設定基準</p> <p>3.2 重要水防箇所の設定箇所</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報</p> <p>4.2 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>4.3 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>4.4 水防警報</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>5.1 水位の観測、通報及び公表</p> <p>5.2 雨量の観測及び通知</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第7章 ダム・水門等の操作</p> <p>7.1 ダム・水門等</p> <p>7.2 操作の連絡</p> <p>7.3 連絡系統</p> <p>第8章 通信確保</p> <p>8.1 通信状態の確認</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>1.3 水防の責任等</p> <p>1.4 水防計画の作成及び変更</p> <p>1.5 津波における留意事項</p> <p>1.6 安全配慮</p> <p>第2章 水防体制</p> <p>2.1 水防体制（水害及び土砂災害時）</p> <p>2.2 水防体制（津波災害時）</p> <p>2.3 関係機関の連絡系統</p> <p>第3章 重要水防箇所</p> <p>3.1 重要水防箇所の設定基準</p> <p>3.2 重要水防箇所の設定箇所</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>4.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報</p> <p>4.2 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>4.3 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>4.4 水防警報</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>5.1 水位の観測、通報及び公表</p> <p>5.2 雨量の観測及び通知</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>第7章 ダム・水門等の操作</p> <p>7.1 ダム・水門等</p> <p>7.2 操作の連絡</p> <p>7.3 連絡系統</p> <p>第8章 通信確保</p> <p>8.1 通信状態の確認</p>	

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>8.2 要配慮者に対する配慮</p> <p>8.3 通信の確保</p> <p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>9.1 水防倉庫及び水防資器材</p> <p>9.2 輸送の確保</p> <p>第10章 水防活動</p> <p>10.1 水防配備</p> <p>10.2 巡視及び警戒</p> <p>10.3 水防作業</p> <p>10.4 警戒区域の指定</p> <p>10.5 住民等の避難（河川・高潮又は高波）</p> <p>10.6 住民等の避難（津波）</p> <p>10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</p> <p>10.8 緊急排水（津波）</p> <p>10.9 非常配備の解除</p> <p>第11章 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>11.1 <u>河川管理者の協力</u></p> <p>11.2 市からの応援要請</p> <p>11.3 消防機関に対する広域応援要請</p> <p>11.4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>11.5 特定緊急水防活動(第32条)</p> <p>11.6 関川姫川水防連絡会への参加</p> <p>11.7 企業（地元建設業者等）との連携</p> <p>11.8 住民、自主防災組織等との連携</p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>12.1 費用負担</p> <p>12.2 公用負担</p> <p>第13章 水防報告等</p> <p>13.1 水防概況報告</p> <p>13.2 水防活動実施報告</p> <p>第14章 水防訓練</p> <p>14.1 水防訓練</p> <p>14.2 津波避難訓練</p>	<p>8.2 要配慮者に対する配慮</p> <p>8.3 通信の確保</p> <p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>9.1 水防倉庫及び水防資器材</p> <p>9.2 輸送の確保</p> <p>第10章 水防活動</p> <p>10.1 水防配備</p> <p>10.2 巡視及び警戒</p> <p>10.3 水防作業</p> <p><u>10.4 緊急通行</u></p> <p>10.5 警戒区域の指定</p> <p>10.6 住民等の避難（河川・高潮又は高波）</p> <p>10.7 住民等の避難（津波）</p> <p>10.8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置</p> <p>10.9 緊急排水（津波）</p> <p>10.10 非常配備の解除</p> <p>第11章 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>11.1 <u>河川管理者の協力及び援助</u></p> <p>11.2 市からの応援要請</p> <p>11.3 消防機関に対する広域応援要請</p> <p>11.4 自衛隊への災害派遣要請</p> <p>11.5 特定緊急水防活動(第32条)</p> <p>11.6 関川姫川水防連絡会への参加</p> <p>11.7 企業（地元建設業者等）との連携</p> <p>11.8 住民、自主防災組織等との連携</p> <p>第12章 費用負担と公用負担</p> <p>12.1 費用負担</p> <p>12.2 公用負担</p> <p>第13章 水防報告等</p> <p>13.1 水防概況報告</p> <p>13.2 水防活動実施報告</p> <p>第14章 水防訓練</p> <p>14.1 水防訓練</p> <p>14.2 津波避難訓練</p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																																
<p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置等</p> <p>15.1 洪水対応</p> <p>15.2 津波対応</p> <p>第16章 水防協力団体</p> <p>16.1 水防協力団体の指定</p> <p>16.2 水防協力団体の業務</p> <p>16.3 水防協力団体<u>の消防団等との連携</u></p> <p>16.4 水防協力団体の申請・指定及び運用</p> <p>(資料編) (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的 (略)</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="106 1178 1207 1745"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関の長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>量水標管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	内容	水防管理団体	(略)	指定水防管理団体	(略)	水防管理者	(略)	消防機関	(略)	消防機関の長	(略)	水防団	(略)	量水標管理者	(略)	<p>第15章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置等</p> <p>15.1 洪水対応</p> <p>15.2 津波対応</p> <p>第16章 水防協力団体</p> <p>16.1 水防協力団体の指定</p> <p>16.2 水防協力団体の業務</p> <p>16.3 水防協力団体<u>と</u>消防団等<u>の連携</u></p> <p>16.4 水防協力団体の申請・指定及び運用</p> <p>(資料編) (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>1.1 目的 (略)</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>主な水防用語の定義は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1285 1178 2386 1745"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理団体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定水防管理団体</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関の長</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>量水標管理者</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	内容	水防管理団体	(略)	指定水防管理団体	(略)	水防管理者	(略)	消防機関	(略)	消防機関の長	(略)	水防団	(略)	量水標管理者	(略)	<p>水防計画作成の手引きによる修正</p>
用語	内容																																	
水防管理団体	(略)																																	
指定水防管理団体	(略)																																	
水防管理者	(略)																																	
消防機関	(略)																																	
消防機関の長	(略)																																	
水防団	(略)																																	
量水標管理者	(略)																																	
用語	内容																																	
水防管理団体	(略)																																	
指定水防管理団体	(略)																																	
水防管理者	(略)																																	
消防機関	(略)																																	
消防機関の長	(略)																																	
水防団	(略)																																	
量水標管理者	(略)																																	

上越市水防計画

修正前		修正後		修正理由
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる <u>一般社団法人</u> <u>若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体</u> であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。	水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる <u>法人その他法人でない団体</u> であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。	水防法改正を踏まえ、文言整理 市地域防災計画との整合を図る
洪水予報河川	(略)	洪水予報河川	(略)	
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、 <u>国土交通省又は都道府県の機関が</u> 、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。	水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、 <u>国土交通大臣又は都道府県知事が</u> 、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。	
用語	内容	用語	内容	
水位周知河川	(略)	水位周知河川	(略)	
水位到達情報	(略)	水位到達情報	(略)	
水防団待機水位 (通報水位)	(略)	水防団待機水位 (通報水位)	(略)	
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。市町村の避難準備・高齢者等避難開始 <u>発表</u> の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。	氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。市町村の避難準備・高齢者等避難開始 <u>発令</u> の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。	
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村の避難勧告等の <u>発表</u> 基準の目安となる水位である。	避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、市町村の避難勧告等の <u>発令</u> 基準の目安となる水位である。	
氾濫危険水位	(略)	氾濫危険水位	(略)	
重要水防箇所	(略)	重要水防箇所	(略)	

上越市水防計画

修正前		修正後		修正理由
洪水浸水想定区域	(略)	洪水浸水想定区域	(略)	水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正
		浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するもの）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。	
<p>1.3 水防の責任等</p> <p>水防に係る各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体（市）の責任</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ (追加)</u></p> <p><u>⑧ (追加)</u></p> <p><u>⑨ (追加)</u></p> <p><u>⑩ (追加)</u></p> <p><u>⑪ (追加)</u></p> <p>⑫ (略)</p> <p><u>⑬ (追加)</u></p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>⑰ (略)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>⑲ (略)</p> <p>⑳ (略)</p> <p>㉑ (略)</p> <p>(2) 上越地域消防事務組合の責任 (略)</p>		<p>1.3 水防の責任等</p> <p>水防に係る各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。</p> <p>(1) 水防管理団体（市）の責任</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）</u></p> <p><u>⑧ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）</u></p> <p><u>⑨ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）</u></p> <p>⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）</u></p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p><u>⑯ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）</u></p> <p>⑰ (略)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>⑲ (略)</p> <p>⑳ (略)</p> <p>㉑ (略)</p> <p>(2) 上越地域消防事務組合の責任 (略)</p>		

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 県の責任</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>⑰ (略)</p> <p>(4) 国土交通省の責任</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p>1.4 水防計画の作成及び変更</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、上越市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に届け出るものとする。また、水防管理者は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。</p>	<p>(3) 県の責任</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の10)</u></p> <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ (略)</p> <p>⑮ (略)</p> <p>⑯ (略)</p> <p>⑰ (略)</p> <p>⑱ (略)</p> <p>(4) 国土交通省の責任</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の9)</u></p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>⑫ (略)</p> <p>(5) <u>河川管理者の責任</u></p> <p>① <u>水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言 (法第15条の12)</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>1.4 水防計画の作成及び変更</p> <p>(1) <u>水防計画の作成及び変更</u></p> <p>水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、上越市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に届け出るものとする。また、水防管理者は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。</p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																								
<p><u>(追加)</u></p> <p>1.5~1.6 (略)</p> <p>第2章 水防体制</p> <p>市の水防体制を以下に示す。</p> <p>2.1 水防体制（水害及び土砂災害時）</p> <p>2.1.1 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>① 警戒待機体制 (略)</p> <p>② 災害警戒本部 (ア) (略)</p> <table border="1" data-bbox="148 1087 1199 1698"> <tr> <td>設置場所</td> <td>市役所木田庁舎</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の<u>発表</u>が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p>	設置場所	市役所木田庁舎	設置基準	次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の <u>発表</u> が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	実施責任者等	(略)	構成員	(略)	主な活動内容	(略)	廃止基準	(略)	<p><u>(2) 大規模氾濫減災協議会</u></p> <p><u>国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。</u></p> <p>1.5~1.6 (略)</p> <p>第2章 水防体制</p> <p>市の水防体制を以下に示す。</p> <p>2.1 水防体制（水害及び土砂災害時）</p> <p>2.1.1 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>① 警戒待機体制 (略)</p> <p>② 災害警戒本部 (ア) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1323 1087 2374 1698"> <tr> <td>設置場所</td> <td>市役所木田庁舎</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の<u>発令</u>が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>主な活動内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p>	設置場所	市役所木田庁舎	設置基準	次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の <u>発令</u> が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	実施責任者等	(略)	構成員	(略)	主な活動内容	(略)	廃止基準	(略)	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正 市地域防災計画との整合を図る</p>
設置場所	市役所木田庁舎																									
設置基準	次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の <u>発表</u> が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)																									
実施責任者等	(略)																									
構成員	(略)																									
主な活動内容	(略)																									
廃止基準	(略)																									
設置場所	市役所木田庁舎																									
設置基準	次のいずれかによる ①気象警報等又は、河川の水防警報が発表され、避難準備・高齢者等避難開始の <u>発令</u> が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)																									
実施責任者等	(略)																									
構成員	(略)																									
主な活動内容	(略)																									
廃止基準	(略)																									

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																																										
<p>(ア) 市長は、気象警報等により避難勧告等の発表が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し市の全力をもって災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="145 506 1184 1056"> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発表が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>① (略) ② (略)</td> </tr> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害対策本部設置時の体制及び配備基準 市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。 なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。</p> <table border="1" data-bbox="145 1278 1184 1644"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発表が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> <td>概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① (略) ② (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	設置場所	(略)	設置基準	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発表 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	実施責任者等	(略)	構成員	(略)	活動内容	(略)	廃止基準	① (略) ② (略)	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発表 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	① (略) ② (略)	(略)	<p>(ア) 市長は、気象警報等により避難勧告等の発令が必要であると見込まれるとき、又は市域に大規模な災害が発生した場合は、災害対策本部を市役所木田庁舎に設置し市の全力をもって災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1320 506 2359 1056"> <tr> <td>設置場所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>設置基準</td> <td>次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> </tr> <tr> <td>実施責任者等</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>① (略) ② (略)</td> </tr> </table> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害対策本部設置時の体制及び配備基準 市長は、災害対策本部設置時において、必要に応じ各配備を指令する。 なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。</p> <table border="1" data-bbox="1320 1278 2359 1644"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の発令が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> <td>おおむね 全職員の1/2の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① (略) ② (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	設置場所	(略)	設置基準	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発令 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	実施責任者等	(略)	構成員	(略)	活動内容	(略)	廃止基準	① (略) ② (略)	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発令 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	おおむね 全職員の1/2の数の職員が従事する。	第二配備	① (略) ② (略)	(略)	<p>市地域防災計画との整合を図る</p>
設置場所	(略)																																											
設置基準	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発表 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)																																											
実施責任者等	(略)																																											
構成員	(略)																																											
活動内容	(略)																																											
廃止基準	① (略) ② (略)																																											
配備名	配備基準	配備体制																																										
第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発表 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	概ね 全職員の1/2の数の職員が従事する。																																										
第二配備	① (略) ② (略)	(略)																																										
設置場所	(略)																																											
設置基準	次のいずれかによる。 ①気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発令 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)																																											
実施責任者等	(略)																																											
構成員	(略)																																											
活動内容	(略)																																											
廃止基準	① (略) ② (略)																																											
配備名	配備基準	配備体制																																										
第一配備	① 気象警報等又は河川の水防警報が発表され、避難勧告等の 発令 が見込まれるとき ② (略) ③ (略) ④ (略)	おおむね 全職員の1/2の数の職員が従事する。																																										
第二配備	① (略) ② (略)	(略)																																										

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																		
<p>2.1.2～2.1.5 (略)</p> <p>【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】 (略)</p> <p>2.2 水防体制（津波災害時）</p> <p>2.2.1 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p> <table border="1" data-bbox="181 953 1184 1318"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① (略)</td> <td><u>概ね</u> 全職員の 1/2 の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ)～(カ) 区災害対策本部</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2.2.2～2.2.5 (略)</p> <p>【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】 (略)</p> <p>2.3 関係機関の連絡系統</p> <p>第3章 重要水防箇所</p>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① (略)	<u>概ね</u> 全職員の 1/2 の数の職員が従事する。	第二配備	① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)	(略)	<p>2.1.2～2.1.5 (略)</p> <p>【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】 (略)</p> <p>2.2 水防体制（津波災害時）</p> <p>2.2.1 市の組織体制及び職員の配備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害対策本部、現地災害対策本部の設置</p> <p>① 災害対策本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 災害対策本部設置時の体制及び配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1356 953 2359 1318"> <thead> <tr> <th>配備名</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一配備</td> <td>① (略)</td> <td><u>おおむね</u> 全職員の 1/2 の数の職員が従事する。</td> </tr> <tr> <td>第二配備</td> <td>① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ)～(カ) 区災害対策本部</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2.2.2～2.2.5 (略)</p> <p>【 上越市防災会議（上越市災害対策本部）体系図 】 (略)</p> <p>2.3 関係機関の連絡系統</p> <p>第3章 重要水防箇所</p>	配備名	配備基準	配備体制	第一配備	① (略)	<u>おおむね</u> 全職員の 1/2 の数の職員が従事する。	第二配備	① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)	(略)	<p>市地域防災計画との整合を図る</p>
配備名	配備基準	配備体制																		
第一配備	① (略)	<u>概ね</u> 全職員の 1/2 の数の職員が従事する。																		
第二配備	① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)	(略)																		
配備名	配備基準	配備体制																		
第一配備	① (略)	<u>おおむね</u> 全職員の 1/2 の数の職員が従事する。																		
第二配備	① (略) ② (略) ③ (略) ④ (略)	(略)																		

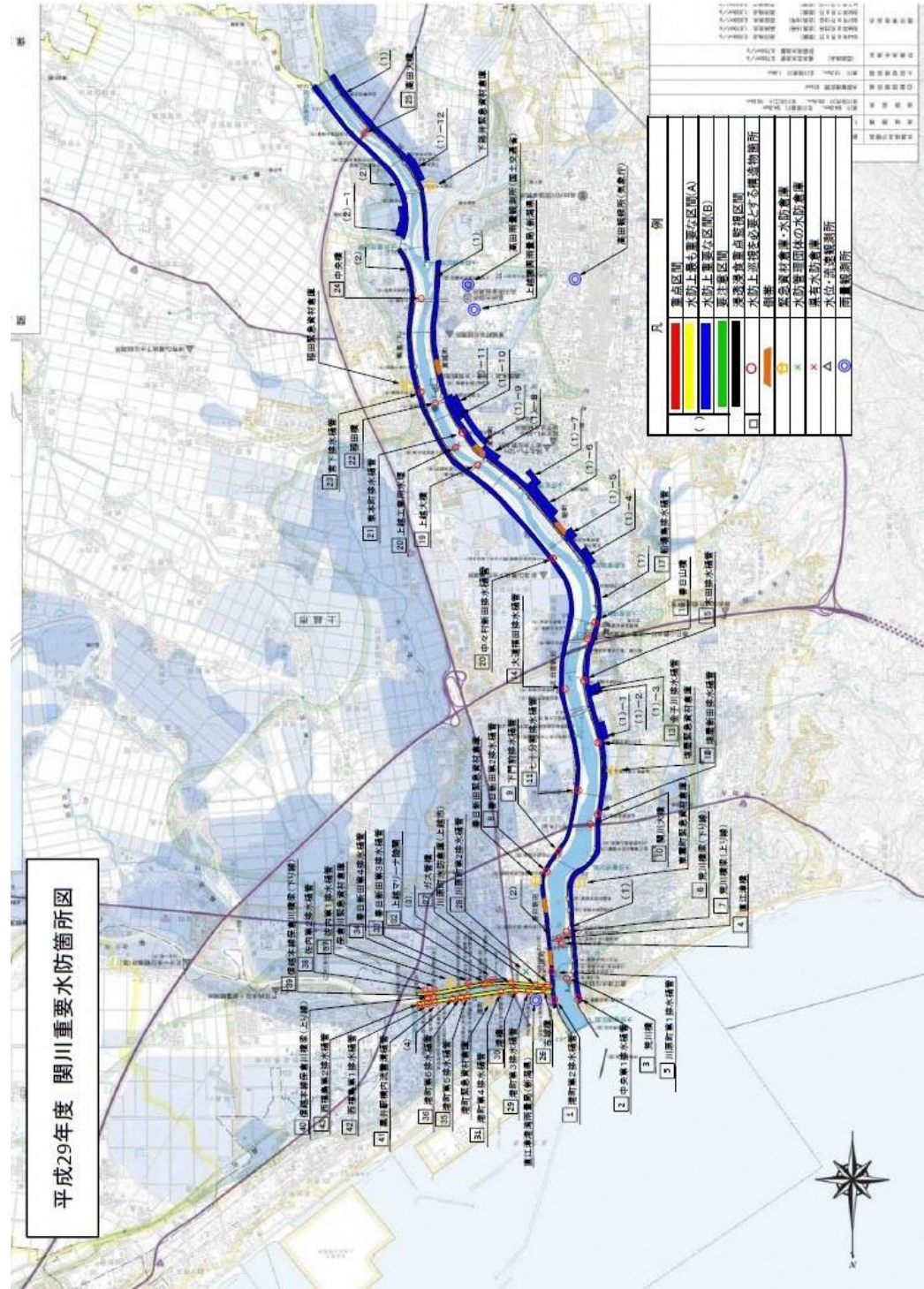
上越市水防計画

修正前

3.2 重要水防箇所の設定箇所

(1) 国土交通省管理河川における重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所図

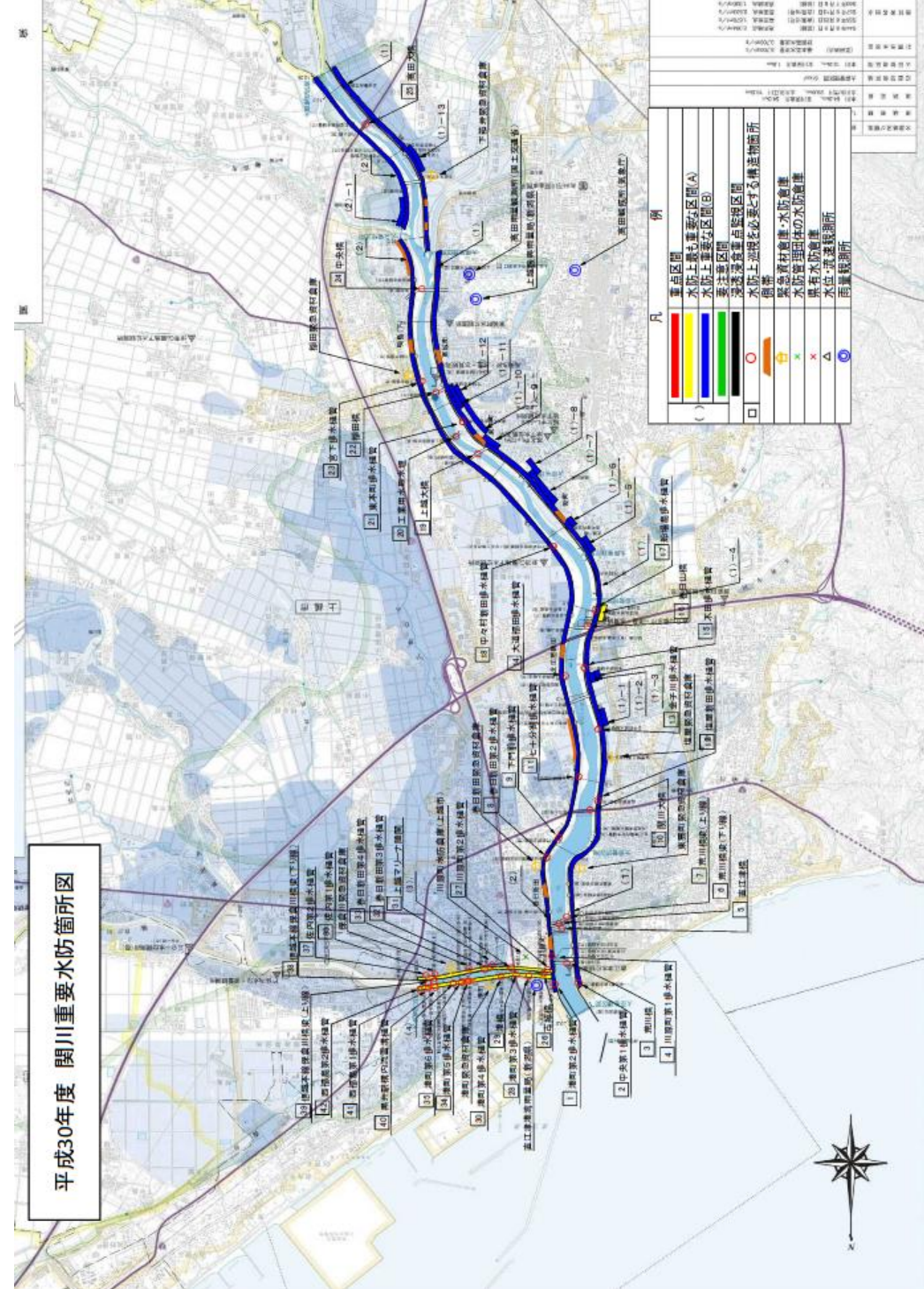


修正後

3.2 重要水防箇所の設定箇所

(1) 国土交通省管理河川における重要水防箇所

国土交通省管理河川における重要水防箇所図



修正理由

重要水防箇所の更新

上越市水防計画

修正前

重要水防箇所一覧

河川名	左右岸	市町村	大字	距離標 自〇k±〇m ～至〇k±〇m	重要水防区域(m)				現況	予想される 危険	対策水防工法
					重点	A	B	要注意			
関川	左岸	上越市	中央 ～島田	(1) 0.2+100 ～ 12.2			11,472		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
			薄袋 ～木田	(1)-1 3.6 ～ 3.8+ 40			(243)		漏水		月の輪工
			木田	(1)-2 4.0+ 50 ～ 4.2			(140)		法崩れすべり	河岸決壊	築き直し工
			木田	(1)-3 4.0+ 50 ～ 4.2			(140)		漏水		月の輪工
			藤巻 ～土橋	(1)-4 5.4+ 100 ～ 5.6+ 100			(195)		漏水		月の輪工
			新町	(1)-5 6.0 ～ 6.0+ 70			(70)		法崩れすべり		
			新町 ～高土町	(1)-6 6.2+120 ～ 6.8+ 30			(425)		法崩れすべり		
			高土町	(1)-7 6.6+ 150 ～ 6.8+ 150			(196)		洗掘	河岸決壊	ブロック投入工
			高土町	(1)-8 7.0+150 ～ 7.4			(243)		法崩れすべり		
			高土町	(1)-9 7.4 ～ 7.4+110			(110)		法崩れすべり		
			高土町 ～北城町	(1)-10 7.8+50 ～ 8.2			(331)		法崩れすべり		
			高土町 ～北城町	(1)-11 7.4 ～ 8.2			(768)		漏水		月の輪工
関川	左岸	上越市	東城町 ～五ヶ所新田	(1)-12 10.6+90 ～ 11.0-116			(245)	漏水		月の輪工	
左岸小計							0	(3,106)			
関川	右岸	上越市	港町 ～福田	(2) 0.2+100 ～ 12.2			11,486		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
			今池	(2)-1 10.0 ～ 10.5			(408)		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
			右岸小計							0	11,486
関川合計							0	(3,514)			
保倉川	左岸	上越市	川原町 ～佐内町	(3) 0.0 ～ 1.6			1,585		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
			春日新田	[1] 0.8			(14)	陸開			
	左岸小計							1,585	0	(14)	
	右岸	上越市	港町 ～西福島	(4) 0.0 ～ 1.6			1,479		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
右岸小計							1,479	0	(14)		
保倉川合計								3,064	0	(14)	
関川・保倉川合計								3,064	(3,514)	(14)	

修正後

重要水防箇所一覧

平成30年度 関川・保倉川 重要水防箇所一覧表 注:重点区間、要注意区間、()はA、Bに重複する。

河川名	左右岸	市町村	大字	距離標 自〇k±〇m ～至〇k±〇m	重要水防区域(m)				現況	予想される 危険	対策水防工法	
					重点	A	B	要注意				
関川	左岸	上越市	中央 ～島田	(1) 0.2+100 ～ 12.2			(110)	11,362		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
			薄袋 ～木田	(1)-1 3.6 ～ 3.8+ 40			(243)			漏水		月の輪工
			木田	(1)-2 4.0+ 50 ～ 4.2			(140)			法崩れすべり	河岸決壊	築き直し工
			木田	(1)-3 4.0+ 50 ～ 4.2			(140)			漏水		月の輪工
			藤巻 ～土橋	(1)-4 5.4+ 100 ～ 5.6+ 100			(195)			漏水		月の輪工
			新町	(1)-5 6.0 ～ 6.0+ 70			(70)			法崩れすべり		
			新町 ～高土町	(1)-6 6.2+120 ～ 6.8+ 30			(425)			法崩れすべり		
			高土町	(1)-7 6.6+ 150 ～ 6.8+ 150			(196)			洗掘	河岸決壊	ブロック投入工
			高土町	(1)-8 7.0+150 ～ 7.4			(243)			法崩れすべり		
			高土町	(1)-9 7.4 ～ 7.4+110			(110)			法崩れすべり		
			高土町 ～北城町	(1)-10 7.8+50 ～ 8.2			(331)			法崩れすべり		
			高土町 ～北城町	(1)-11 7.4 ～ 8.2			(768)			漏水		月の輪工
関川	左岸	上越市	東城町 ～五ヶ所新田	(1)-12 10.6+90 ～ 11.0-116			(245)	漏水		月の輪工		
左岸小計							110	(3,216)				
関川	右岸	上越市	港町 ～福田	(2) 0.2+100 ～ 12.2				11,486		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工
			今池	(2)-1 10.0 ～ 10.5			(408)			漏水		月の輪工
			右岸小計							0	11,486	
関川合計							110	(3,624)				
保倉川	左岸	上越市	川原町 ～佐内町	(3) 0.0 ～ 1.6			1,585		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工	
			春日新田	[1] 0.8			(14)	陸開				
	左岸小計							1,585	0	(14)		
	右岸	上越市	港町 ～西福島	(4) 0.0 ～ 1.6			1,479		堤防高(流下能力)	越水	土嚢積み工	
右岸小計							1,479	0	(14)			
保倉川合計								3,064	0	(14)		
関川・保倉川合計								3,174	(3,624)	(14)		

県水防計画との整合
(重要水防箇所の更新)

上越市水防計画

修正前

修正後

修正理由

(2) 新潟県管理河川における重要水防箇所

(2) 新潟県管理河川における重要水防箇所

重要水防箇所の更新

重要水防箇所の一覧を示す。

重要水防箇所の一覧を示す。

河川堤防の重要水防箇所

河川堤防の重要水防箇所

河川番号	河川名	位置			現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	
		箇所番号	都市	町村区 大字		重点区間	A	B				
2	保倉川	1	上越	頸城	松本 下三分一	漏水		右	800	越水 欠陥	月の輪工	
		2	上越		下神原 石神	水衝 洗濯 水衝		右	5,700	越水 欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
		3	上越		下吉野 青野	水衝 洗濯 水衝		左	1,600	越水 欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
		4	上越	三和	末野新田	水衝 洗濯 水衝		左	2,000	越水 欠陥	積み土のう工	
		5	上越	浦川原	飯室	堤防高 (流下能力)		右	1,100		欠陥	積み土のう工
		6	上越	浦川原	今熊	漏水		左	700		欠陥	積み土のう工 月の輪工
		7	上越	浦川原	印内	法崩れ すべり		右	650		欠陥	積み土のう工
		8	上越	浦川原	山本	法崩れ すべり		左	500		欠陥	積み土のう工 木流し工
		9	上越	浦川原	桜島	法崩れ すべり		左	800		欠陥	積み土のう工 木流し工
		10	上越	浦川原	長走	法崩れ すべり		左	516		欠陥	積み土のう工 木流し工
		11	上越	浦川原	日向	堤防高 (流下能力)		右	1,150		欠陥	積み土のう工 木流し工
		12	上越	浦川原	願聖寺	法崩れ すべり		右	1,650		欠陥	積み土のう工 木流し工
		13	上越	浦川原	菱田	法崩れ すべり		左	1,000		欠陥	積み土のう工 木流し工
		14	上越	浦川原	有島	堤防高 (流下能力)		左	350		欠陥	積み土のう工 木流し工
		15	上越	浦川原	有島 釜淵	堤防高 (流下能力)		右	1,200		欠陥	積み土のう工 木流し工
		16	上越	大島	虫川	堤防高		右	350		越水	積み土のう工
		17	上越	大島	上岡	法崩れ すべり		左	150		欠陥	積み土のう工 木流し工
		18	上越	大島	大平	法崩れ すべり		左	150		欠陥	積み土のう工 木流し工
		19	上越	大島	大島	水衝、洗濯 堤防断面		右 左	600 300		欠陥	積み土のう工 木流し工
		20	上越	大島	棚岡	堤防高		左	200		欠陥	積み土のう工 木流し工
		21	上越	大島	仁上	水衝 洗濯		左	300		欠陥	異形ブロック投入 木流し工
		22	上越	大島	三竹沢	堤防高		右 左	700 300		欠陥	積み土のう工
		23	上越	大島	菖蒲	水衝 洗濯		右	200		欠陥	異形ブロック投入 木流し工
3	戸野目川	24	上越		春日新田 三田新田	法崩れ すべり		右 左	2,900 2,900	欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
		25	上越		三田新田 戸野目 本新保	水衝 洗濯 水衝		右 左 右	200 3,200 3,000	越水 欠陥	積み土のう工 大型土のう投入 積み土のう工 大型土のう投入	
		26	上越					左	3,000		欠陥	大型土のう投入
		27	上越	安江		堤防高 (流下能力)		右 左	550 550		越水 欠陥	積み土のう工
4	面川	27	上越									
		28	上越	頸城	西福島	堤防高 (流下能力)		右 左	3,100 3,100		欠陥	積み土のう工
5	湯川	28	上越									
		29	上越	頸城	福橋 東小猿原	法崩れ すべり		右 左	1,900 1,900		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入
6	重川	29	上越									
		30	上越		福橋 東小猿原	堤防高 (流下能力)		右 左	2,100 2,100		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入
7	飯田川	31	上越		上干原	法崩れ すべり		右 左	3,200 3,200		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入
		32	上越		上干原 杉野袋	堤防高 (流下能力)		右 左	800 800		欠陥	木流し工 大型土のう投入
		33	上越	三和	杉野袋 水料	水衝 洗濯		右 左	8,900 8,900		欠陥	木流し工 大型土のう投入
		34	上越	牧	山口	法崩れ すべり		右	200		欠陥	木流し工
		35	上越	牧	桜滝	法崩れ すべり		右	600		欠陥	木流し工
		36	上越	牧	棚広	水衝 洗濯		右	500		欠陥	木流し工
8	谷内川	37	上越		東中島 下名柄	堤防高 (流下能力)		右 左	2,000 2,000		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入
		38	上越	牧	落田	水衝 洗濯		右 左	300 175		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入
9	櫻谷川	38	上越									
		39	上越	牧	柳島	水衝 洗濯		右 左	100 150		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入

河川番号	河川名	位置			現況(評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法		
		箇所番号	都市	町村区 大字		重点区間	A	B					
2	保倉川	1	上越	頸城	松本 下三分一	漏水		右	800	越水 欠陥	月の輪工		
		2	上越		下神原 石神	水衝		右	5,700	越水 欠陥	積み土のう工 大型土のう投入		
		3	上越		下吉野 青野	水衝		左	1,600	越水 欠陥	積み土のう工 大型土のう投入		
		4	上越	三和	末野新田	水衝		左	2,000	越水 欠陥	積み土のう工		
		5	上越	浦川原	飯室	堤防高 (流下能力)		右	1,100		欠陥	積み土のう工	
		6	上越	浦川原	今熊	漏水		左	700		欠陥	積み土のう工 月の輪工	
		7	上越	浦川原	印内	法崩れ すべり		右	650		欠陥	積み土のう工	
		8	上越	浦川原	山本	法崩れ すべり		左	500		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		9	上越	浦川原	桜島	法崩れ すべり		左	800		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		10	上越	浦川原	長走	法崩れ すべり		左	516		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		11	上越	浦川原	日向	堤防高 (流下能力)		右	1,150		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		12	上越	浦川原	願聖寺	法崩れ すべり		右	1,650		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		13	上越	浦川原	菱田	法崩れ すべり		左	1,000		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		14	上越	浦川原	有島	堤防高 (流下能力)		左	350		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		15	上越	浦川原	有島 釜淵	堤防高 (流下能力)		右	1,200		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		16	上越	大島	虫川	堤防高		右	350		越水	積み土のう工	
		17	上越	大島	上岡	法崩れ すべり		左	150		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		18	上越	大島	大平	法崩れ すべり		左	150		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		19	上越	大島	大島	水衝、洗濯 堤防断面		右 左	600 300		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		20	上越	大島	棚岡	堤防高		左	200		欠陥	積み土のう工 木流し工	
		21	上越	大島	仁上	水衝 洗濯		左	300		欠陥	異形ブロック投入 木流し工	
		22	上越	大島	三竹沢	堤防高		右 左	700 300		欠陥	積み土のう工	
		23	上越	大島	菖蒲	水衝 洗濯		右	200		欠陥	異形ブロック投入 木流し工	
3	戸野目川	24	上越		春日新田 三田新田	法崩れ すべり		右 左	2,900 2,900	欠陥	積み土のう工 大型土のう投入		
		25	上越		三田新田 戸野目 本新保	水衝 洗濯 水衝		右 左 右	200 3,200 3,000	越水 欠陥	積み土のう工 大型土のう投入 積み土のう工 大型土のう投入		
		26	上越					左	3,000		欠陥	大型土のう投入	
		27	上越	安江		堤防高 (流下能力)		右 左	550 550		越水 欠陥	積み土のう工	
4	面川	27	上越										
		28	上越	頸城	西福島	堤防高 (流下能力)		右 左	3,100 3,100		欠陥	積み土のう工	
5	湯川	28	上越										
		29	上越	頸城	福橋 東小猿原	法崩れ すべり		右 左	1,900 1,900		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
6	重川	29	上越										
		30	上越		福橋 東小猿原	堤防高 (流下能力)		右 左	2,100 2,100		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
7	飯田川	31	上越		上干原	法崩れ すべり		右 左	3,200 3,200		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
		32	上越		上干原 杉野袋	堤防高 (流下能力)		右 左	800 800		欠陥	木流し工 大型土のう投入	
		32-1	上越	三和	杉野袋 水料	水衝 洗濯		右 左	8,900 8,900	右 左	200 200	欠陥	木流し工 大型土のう投入
		33	上越	三和	杉野袋 水料	水衝 洗濯		右 左	8,900 8,900		欠陥	木流し工 大型土のう投入	
		34	上越	牧	山口	法崩れ すべり		右	200		欠陥	木流し工	
		35	上越	牧	桜滝	法崩れ すべり		右	600		欠陥	木流し工	
36	上越	牧	棚広	水衝 洗濯		右	500		欠陥	木流し工			
8	谷内川	37	上越		東中島 下名柄	堤防高 (流下能力)		右 左	2,000 2,000		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
		38	上越	牧	落田	水衝 洗濯		右 左	300 175		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	
9	櫻谷川	38	上越										
		39	上越	牧	柳島	水衝 洗濯		右 左	100 150		欠陥	積み土のう工 大型土のう投入	

上越市水防計画

修正前

河川番号	河川名	位置	現況(評定基準)	重要度		注意区間	予想される危険	対策水防工法					
				A	B								
1	柿崎川	93	上越 柿崎 柿崎百木 堤防高(流下能力)	右 4,400	左 4,400		越水	積み土のう工					
		93-1	上越 柿崎 川井 工事中			右 260	越水	積み土のう工					
2	米山川	94	上越 柿崎 上小野 堤防高(流下能力)	右 1,800	左 1,800		越水	積み土のう工					
		95	上越 柿崎 米山寺 堤防高(流下能力)	右 400	左 400		越水	積み土のう工					
4	吉川	96	上越 柿崎 下条 法願れすべり	右 2,600	左 2,600		越水	積み土のう工					
		97	上越 柿崎 榑町新田 堤防高(流下能力)	右 7,000	左 600		越水	積み土のう工					
			上越 吉川 園田 堤防高(流下能力)	右 7,000	左 600		越水	積み土のう工					
		98	上越 吉川 岩沢 堤防高(流下能力)	右 1,000	左 1,000		越水	積み土のう工					
		98-1	上越 吉川 代石 工事中			右 60	越水	積み土のう工					
98-2	上越 吉川 小苗代 工事中			右 60	越水	積み土のう工							
5	大出口川	99	上越 柿崎 上金原 水衝	右 7,400	左 7,400		越水	積み土のう工					
		100	上越 吉川 後生寺 水衝	右 5,000	左 5,000		越水	積み土のう工					
7	入河沢川	101	上越 吉川 河沢 水衝	右 2,600	左 2,600		越水	積み土のう工					
8	玄僧川	102	上越 吉川 道下 堤防高(流下能力)	右 500	左 500		越水	積み土のう工					
9	米山寺川	103	上越 柿崎 米山寺 堤防高(流下能力)	右 500	左 500		越水	積み土のう工					
1	名立川	104	上越 西吉尾 水衝	右 5,500	左 5,500		越水	積み土のう工					
		105	上越 名立 榑畑 水衝			左 1,050	越水	積み土のう工					
			上越 名立 折屋 水衝				越水	積み土のう工					
		106	上越 名立 森 水衝			左 300	越水	積み土のう工					
		107	上越 名立 桂谷 水衝			左 450	越水	積み土のう工					
108	上越 名立 平谷 水衝			右 1,700	越水	積み土のう工							
2	坪山川	109	上越 名立 瀬戸 水衝			右 200	越水	積み土のう工					
		1010	上越 名立 東飛山 水衝				越水	積み土のう工					
				(0)	0	(51)	106,370	(94)	141,701	(6)	1,180		
				(0)	0	(14)	33,400	(18)	49,000	(5)	580		
				(0)	0	(65)	140,130	(112)	190,701	(11)	1,760		

海岸施設の重要水防箇所 (略)

第4章 予報及び警報

4.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報

4.1.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報

- (1) (略)
- (2) 警報・注意報発表基準一覧表(気象)

修正後

河川番号	河川名	位置	現況(評定基準)	重要度		注意区間	予想される危険	対策水防工法					
				A	B								
59	片貝川	85	妙高 中央 水衝	右 1,400	左 1,400		欠陥	積み土のう工					
		86	上越 中郷 洗堰	右 1,000	左 1,000		越水	積み土のう工					
60	馬場川	87	妙高 上濁川 水衝	右 500	左 500		欠陥	積み土のう工					
		88	妙高 大濁 洗堰	右 500	左 500		越水	積み土のう工					
61	長沢川	89	妙高 猿橋 水衝	右 1,000	左 1,000		欠陥	積み土のう工					
		90	妙高 長沢 洗堰	右 500	左 500		越水	積み土のう工					
63	土路川	91	妙高 土路 堤防高(流下能力)	右 700	左 700		越水	積み土のう工					
64	小特川	92	妙高 大鹿 堤防高(流下能力)	右 1,000	左 1,000		越水	積み土のう工					
二級河川													
1	柿崎川	93	上越 柿崎 柿崎百木 堤防高(流下能力)	右 4,400	左 4,400		越水	積み土のう工					
		94	上越 柿崎 上小野 堤防高(流下能力)	右 1,800	左 1,800		越水	積み土のう工					
2	米山川	95	上越 柿崎 米山寺 堤防高(流下能力)	右 400	左 400		越水	積み土のう工					
		96	上越 柿崎 下条 法願れすべり	右 2,600	左 2,600		越水	積み土のう工					
4	吉川	97	上越 柿崎 榑町新田 堤防高(流下能力)	右 7,000	左 600		越水	積み土のう工					
		97-1	上越 吉川 園田 堤防高(流下能力)	右 7,000	左 600		越水	積み土のう工					
			上越 吉川 小苗代 下町 工事中			右 700	左 700		越水	積み土のう工			
98	上越 吉川 岩沢 堤防高(流下能力)	右 1,000	左 1,000		越水	積み土のう工							
5	大出口川	99	上越 柿崎 上金原 水衝	右 7,400	左 7,400		越水	積み土のう工					
6	平等寺川	100	上越 吉川 後生寺 水衝	右 5,000	左 5,000		越水	積み土のう工					
7	入河沢川	101	上越 吉川 河沢 水衝	右 2,600	左 2,600		越水	積み土のう工					
8	玄僧川	102	上越 吉川 道下 堤防高(流下能力)	右 500	左 500		越水	積み土のう工					
9	米山寺川	103	上越 柿崎 米山寺 堤防高(流下能力)	右 500	左 500		越水	積み土のう工					
1	名立川	104	上越 西吉尾 水衝	右 5,500	左 5,500		越水	積み土のう工					
		105	上越 名立 榑畑 水衝			左 1,050	越水	積み土のう工					
			上越 名立 折屋 水衝				越水	積み土のう工					
		106	上越 名立 森 水衝			左 300	越水	積み土のう工					
		107	上越 名立 桂谷 水衝			左 450	越水	積み土のう工					
108	上越 名立 平谷 水衝			右 1,700	越水	積み土のう工							
2	坪山川	109	上越 名立 瀬戸 水衝			右 200	越水	積み土のう工					
		110	上越 名立 東飛山 水衝				越水	積み土のう工					
				(0)	0	(51)	106,370	(94)	141,701	(6)	2,130		
				(0)	0	(14)	33,400	(18)	49,000	(5)	1,400		
				(0)	0	(65)	140,130	(112)	190,701	(11)	3,530		

海岸施設の重要水防箇所 (略)

第4章 予報及び警報

4.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報

4.1.1 気象に関する特別警報、警報、注意報及び気象情報

- (1) (略)
- (2) 警報・注意報発表基準一覧表(気象)

上越市水防計画

修正前

警報・注意報発表基準一覧表

平成29年7月7日現在
発表官署 新潟地方気象台

上越市	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	上越		
	市町村等をまとめた地域	上越市		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=25.5、正善寺川流域=7.6、大瀬川流域=5.9、青田川流域=7.2、儀明川流域=8.9、櫛池川流域=8.2、矢代川流域=18、別所川流域=11.1、大熊川流域=8.5、戸野目川流域=7.4、湯川流域=11.9、重川流域=5.1、飯田川流域=13、桑曾根川流域=8.4、猿俣川流域=4.4、高谷川流域=11、小黒川流域=13.4、細野川流域=6.2、熊谷川流域=4.1、田妻川流域=8.2、朴ノ木川流域=5.7、内川流域=7.2、雁平川流域=8.8、小黒川流域=4.6、片貝川流域=7.1、柿崎川流域=24.6、桑取川流域=12、名立川流域=12.6、米山川流域=4.6、小河川流域=4.6、吉川流域=11.2、米山寺川流域=6.1、大出口川流域=5.7、平等寺川流域=6.1、入河沢川流域=4.9	
		複合基準*1	関川流域=(8, 40.6)、保倉川流域=(8, 22.9)、戸野目川流域=(8, 6.6)、飯田川流域=(8, 11.7)、桑曾根川流域=(8, 8.2)、米山川流域=(8, 4.1)、吉川流域=(10, 6.1)、大出口川流域=(8, 5.1)	
		指定河川洪水予報による基準	関川[高田]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ30cm
		山沿い	12時間降雪の深さ55cm	
波浪	有義波高	5.5m		
高潮	潮位	1.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	56	
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=16.1、正善寺川流域=6、大瀬川流域=4.7、青田川流域=5.8、儀明川流域=7.1、櫛池川流域=6.5、矢代川流域=14.4、別所川流域=8.8、大熊川流域=6.8、戸野目川流域=5.9、湯川流域=9.5、重川流域=4、飯田川流域=10、桑曾根川流域=6.7、猿俣川流域=3.5、高谷川流域=8.8、小黒川流域=10.7、細野川流域=5、熊谷川流域=3.3、田妻川流域=6.6、朴ノ木川流域=4.6、内川流域=5.8、雁平川流域=7、小黒川流域=3.6、片貝川流域=5.7、柿崎川流域=19.7、桑取川流域=9.6、名立川流域=10、米山川流域=3、小河川流域=3.6、吉川流域=8.9、米山寺川流域=4.8、大出口川流域=4.5、平等寺川流域=4.9、入河沢川流域=3.9	
		複合基準*1	関川流域=(8, 28.8)、保倉川流域=(7, 16.1)、矢代川流域=(5, 8.1)、大熊川流域=(9, 6.8)、戸野目川流域=(5, 5.9)、湯川流域=(7, 8.8)、飯田川流域=(5, 9.8)、桑曾根川流域=(5, 4.8)、高谷川流域=(9, 7.7)、田妻川流域=(8, 5.3)、米山川流域=(5, 3)、小河川流域=(5, 3.6)、吉川流域=(9, 5.5)、米山寺川流域=(9, 4.8)、大出口川流域=(8, 4.5)、平等寺川流域=(5, 4.9)	
		指定河川洪水予報による基準	関川[高田]	
	強風	平均風速	陸上	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
		山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	1.0m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%			
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合			
低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

修正後

警報・注意報発表基準一覧表

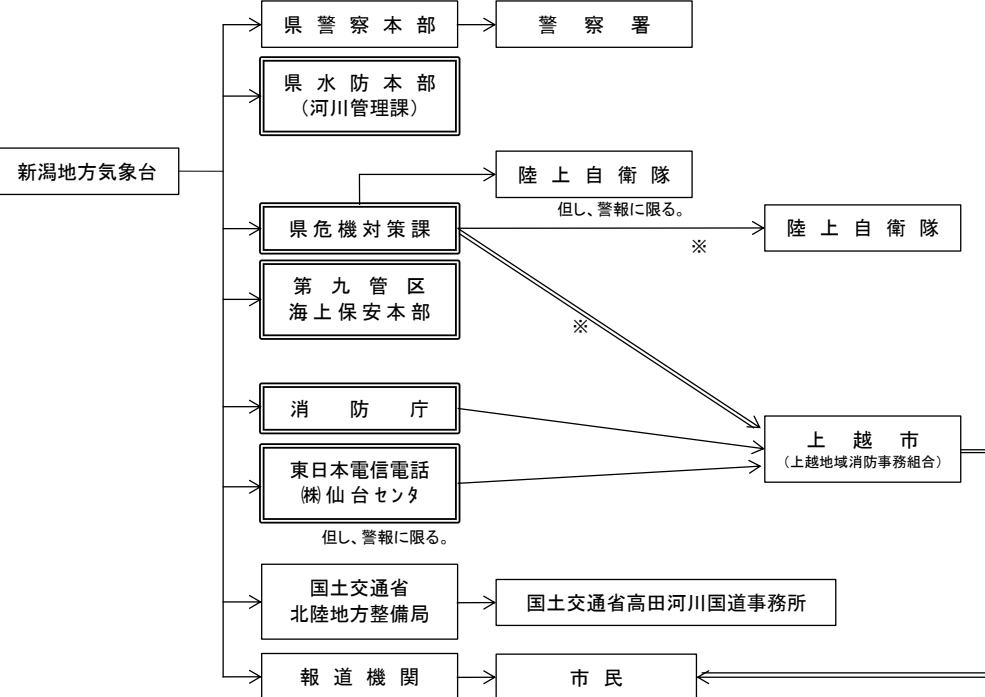
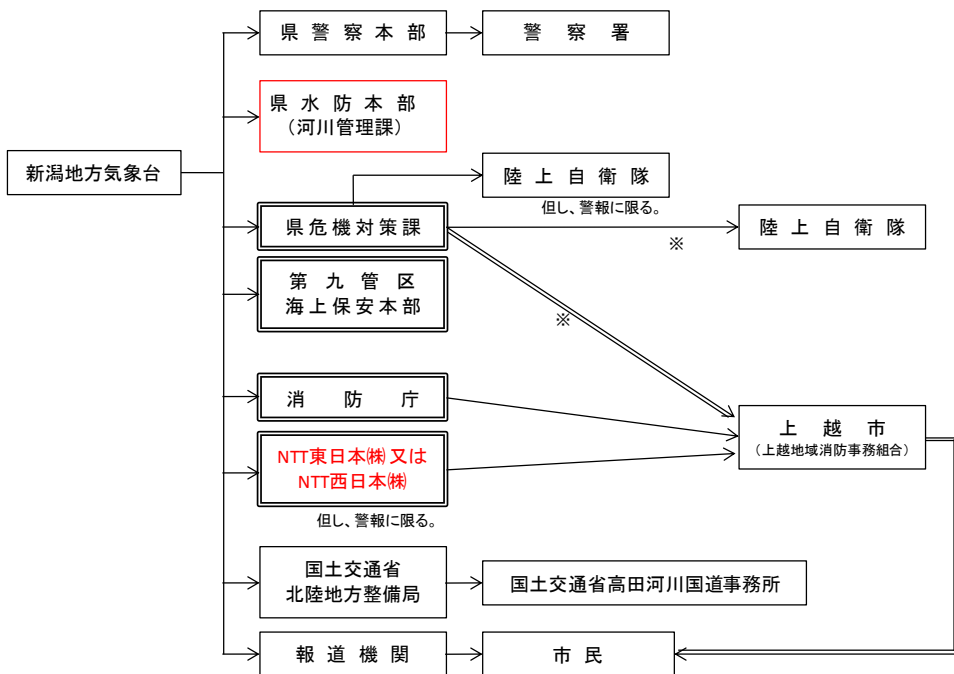
平成30年5月30日現在
発表官署 新潟地方気象台

上越市	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	上越		
	市町村等をまとめた地域	上越市		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	16	
		土壌雨量指数基準	95	
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=25.5、正善寺川流域=7.6、大瀬川流域=5.9、青田川流域=7.2、儀明川流域=8.9、櫛池川流域=8.2、矢代川流域=18、別所川流域=11.1、大熊川流域=8.5、洪江川流域=6.5、戸野目川流域=7.4、湯川流域=11.9、重川流域=5.1、飯田川流域=13、桑曾根川流域=8.4、猿俣川流域=4.4、高谷川流域=11、小黒川流域=13.4、細野川流域=6.2、熊谷川流域=4.1、田妻川流域=8.2、朴ノ木川流域=5.7、内川流域=7.2、雁平川流域=8.8、小黒川流域=4.6、片貝川流域=7.1、柿崎川流域=24.6、桑取川流域=12、名立川流域=12.6、米山川流域=4.6、小河川流域=4.6、吉川流域=11.2、米山寺川流域=6.1、大出口川流域=5.7、平等寺川流域=6.1、入河沢川流域=4.9	
		複合基準*1	関川流域=(8, 40.6)、保倉川流域=(8, 22.9)、戸野目川流域=(8, 6.6)、飯田川流域=(8, 11.7)、桑曾根川流域=(8, 8.2)、米山川流域=(8, 4.1)、吉川流域=(10, 10.7)、大出口川流域=(8, 5.1)	
		指定河川洪水予報による基準	関川[高田]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ30cm
		山沿い	12時間降雪の深さ55cm	
波浪	有義波高	5.5m		
高潮	潮位	1.4m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	56	
	洪水	流域雨量指数基準	保倉川流域=16.1、正善寺川流域=6、大瀬川流域=4.7、青田川流域=5.8、儀明川流域=7.1、櫛池川流域=6.5、矢代川流域=14.4、別所川流域=8.8、大熊川流域=6.8、洪江川流域=5.2、戸野目川流域=5.9、湯川流域=9.5、重川流域=4、飯田川流域=10、桑曾根川流域=6.7、猿俣川流域=3.5、高谷川流域=8.8、小黒川流域=10.7、細野川流域=5、熊谷川流域=3.3、田妻川流域=6.6、朴ノ木川流域=4.6、内川流域=5.8、雁平川流域=7、小黒川流域=3.6、片貝川流域=5.7、柿崎川流域=19.7、桑取川流域=9.6、名立川流域=10、米山川流域=3、小河川流域=3.6、吉川流域=8.9、米山寺川流域=4.8、大出口川流域=4.5、平等寺川流域=4.9、入河沢川流域=3.9	
		複合基準*1	関川流域=(8, 28.8)、保倉川流域=(7, 16.1)、矢代川流域=(5, 8.1)、大熊川流域=(9, 6.8)、戸野目川流域=(5, 5.9)、湯川流域=(7, 8.8)、飯田川流域=(5, 9.8)、桑曾根川流域=(5, 4.8)、高谷川流域=(9, 7.7)、田妻川流域=(8, 5.3)、米山川流域=(5, 3)、小河川流域=(5, 3.6)、吉川流域=(9, 5.5)、米山寺川流域=(9, 4.8)、大出口川流域=(8, 4.5)、平等寺川流域=(5, 4.9)	
		指定河川洪水予報による基準	関川[高田]	
	強風	平均風速	陸上	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
		山沿い	12時間降雪の深さ30cm	
波浪	有義波高	2.5m		
高潮	潮位	1.0m		
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%			
なだれ	1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合			
低温	5~9月: 日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月: 海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下			
霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下			
着水・着雪	1. 著しい着水が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続けると予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

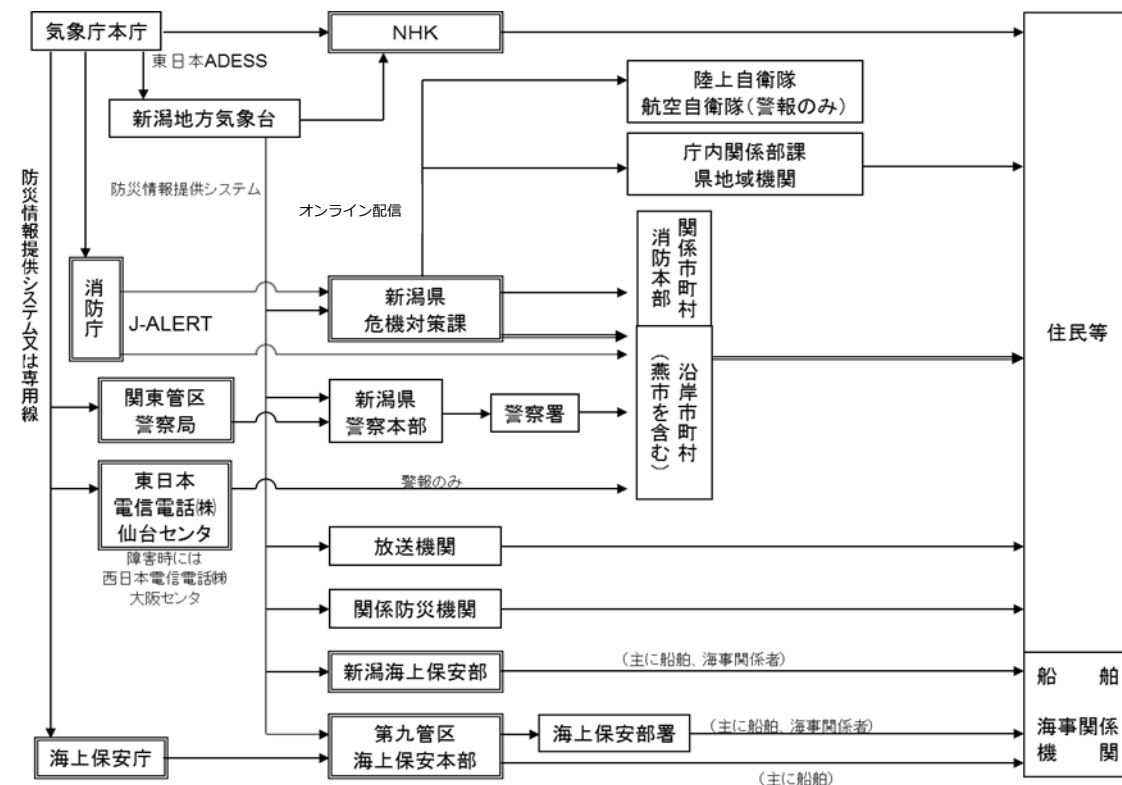
警報・注意報発表基準一覧表の更新

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 気象情報 <u>(台風、大雨その他の災害に結びつくような激しい気象現象についての情報)</u> <u>気象等の予報に係る台風、大雨その他の災害に結びつくような激しい気象現象についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、警報、注意報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、警報、注意報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 警報等の伝達経路及び手段（気象） 警報等の伝達経路及び手段を以下に示す。</p>  <p>4.1.2 津波に関する大津波警報、警報、注意報等 (1)～(8) (略) (9) 警報等の伝達経路及び手段（津波） 警報等の伝達経路及び手段を以下に示す。</p>	<p>(3) 気象情報 <u>(全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報)</u> <u>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 警報等の伝達経路及び手段（気象） 警報等の伝達経路及び手段を以下に示す。</p>  <p>4.1.2 津波に関する大津波警報、警報、注意報等 (1)～(8) (略) (9) 警報等の伝達経路及び手段（津波） 警報等の伝達経路及び手段を以下に示す。</p>	<p>市地域防災計画との整合を図る 県水防計画に伴う修正</p>

上越市水防計画

修正前



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 注)関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める

[(参照) 上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第2章第7節]

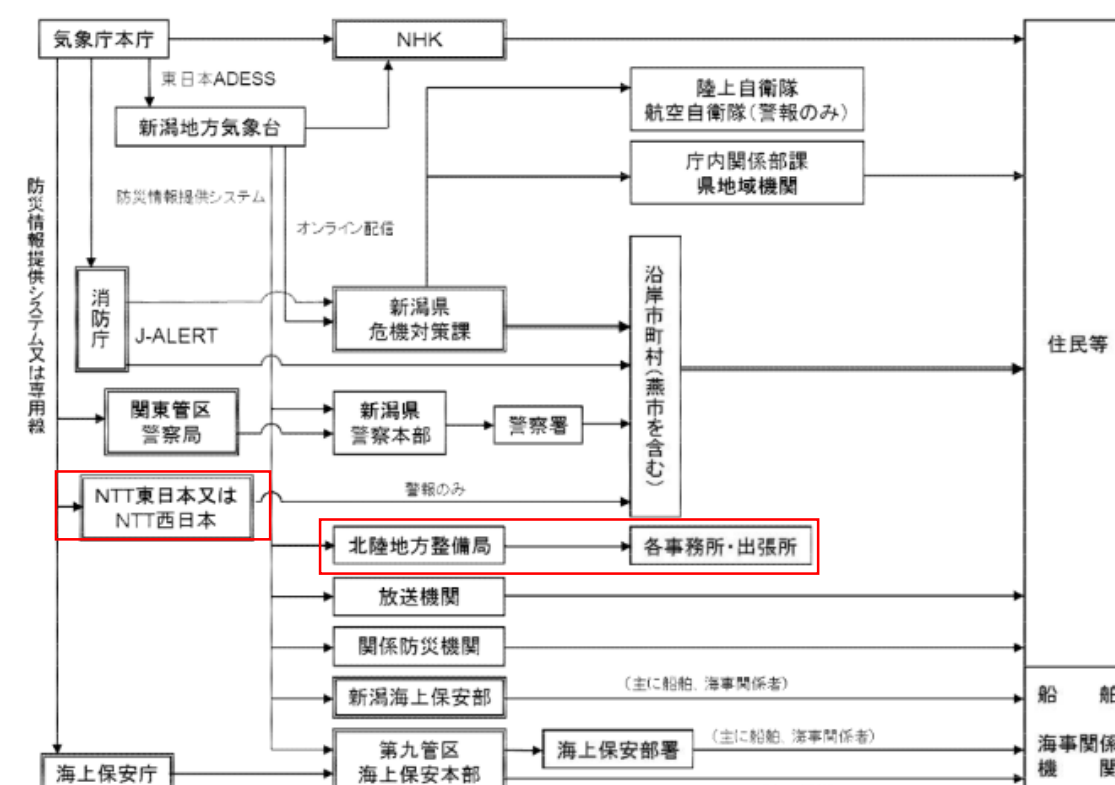
4.2 洪水予報河川における洪水予報

- (1) (略)
- (2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報
 - ①～② (略)
 - ③ 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
関川	高田河川事務所 新潟地方気象台

- ④ 洪水予報文

修正後



二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 注)関係防災機関は、伝達体制を確立しておき、迅速な伝達に努める。

[(参照) 上越市地域防災計画津波災害対策編第2部第2章第7節]

4.2 洪水予報河川における洪水予報

- (1) (略)
- (2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報
 - ①～② (略)
 - ③ 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
関川	高田河川国道事務所 新潟地方気象台

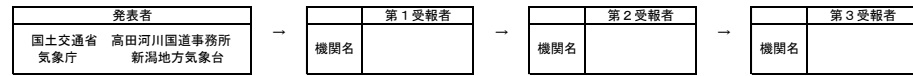
- ④ 洪水予報文

修正理由

県水防計画に伴う修正
 文言整理

上越市水防計画

修正前



正規

関川 はん濫注意情報

関川洪水予報
洪水注意報 ()
平成 年 月 日
高田河川国道事務所・新潟地方気象台

(見出し)

関川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達 水位はさらに上昇

(主 文)

関川の高田水位観測所（上越市北城町1丁目）では、 日 時 分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

観測所名	はん濫による浸水が想定される地区※	
高田水位観測所		

※ はん濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でもはん濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に〇ミリの雨が降っています。今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
関川	ミリ	ミリ

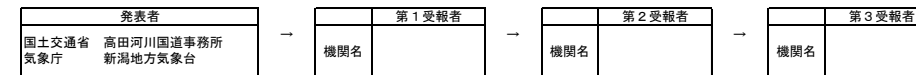
(水位)

関川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度					
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
高田 水位観測所 (上越市北城町1丁目)	日 時 分の状況	XXX.X1				
	日 時 分の予測	XXX.X				
	日 時 分の予測	XXX.X				
	日 時 分の予測	XXX.X				
		XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になりません。

修正後



正規

関川氾濫注意情報

関川洪水予報第〇号
洪水警報 (発表)
平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
高田河川国道事務所・新潟地方気象台 共同発表

(見出し)

関川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

関川の高田水位観測所（上越市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに増加する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
関川流域山間部	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ
流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
関川流域平野部	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ
流域	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの 流域平均雨量の見込み
保倉川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

関川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度					
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
高田 水位観測所 (上越市)	00日00時00分の状況	XXX.X1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
		XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

洪水予報文の更新

上越市水防計画

修正前

(参考資料)

観測所名	(単位:水位(m))		
	高田水位観測所 上越市北城町1丁目	水位観測所	水位観測所
レベル4 はん濫危険水位*	5.80		
レベル3 避難判断水位*	5.05		
レベル2 はん濫注意水位	3.78		
レベル1 水防団待機水位	3.18		
受け持ち区間	関川		
	左岸 上越市中央から上越市島田	左岸	左岸
	右岸 上越市港町から上越市長者町	右岸	右岸
はん濫が発生した場合の浸水想定区域			

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難等のはん濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難準備などのはん濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高田河川国道事務所 河川管理課 電話：025-521-4542(内線)334
気象関係：気象庁 新潟地方気象台 電話：025-281-5871

修正後

(注意事項)

(参考資料)

観測所名	(単位:水位(m)又は流量(m ³ /s))		
	高田水位観測所 上越市		
レベル4 氾濫危険水位*	5.80		
レベル3 避難判断水位*	5.05		
レベル2 氾濫注意水位	3.78		
レベル1 水防団待機水位	3.18		
受け持ち区間	関川		
	左岸 上越市中央から 上越市島田		
	右岸 上越市港町から 上越市長者町		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	新潟県上越市のうち、「関川浸水想定区域図」に示す浸水想定範囲		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省 高田河川国道事務所 河川管理課 水防企画係 電話：025-521-4542(内線)334
気象関係：気象庁 新潟地方気象台 電話：025-281-5871

修正理由

洪水予報文の更新

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>⑤ 洪水予報の伝達経路及び手段 洪水予報の伝達経路及び手段を示す。</p> <p>4.3 水位周知河川における水位到達情報 (1)～(2) (略)</p> <p>4.4 水防警報 4.4.1～4.4.3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難に関する情報の収集</u> (ア) 国・県が伝達する氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の</p>	<p>⑤ 洪水予報の伝達経路及び手段 洪水予報の伝達経路及び手段を示す。</p> <p>4.3 水位周知河川における水位到達情報 (1)～(2) (略)</p> <p>4.4 水防警報 4.4.1～4.4.3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難勧告等の発令</u> (ア) 国・県が伝達する氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の</p>	<p>県水防計画に伴う修正 市地域防災計画との整合を図る</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告等の発表の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>(イ) 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児等）が利用する施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、避難準備・高齢者等避難開始を発表するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4.4.4 津波に関する水防警報 (1)～(5) (略)</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>5.1 水位の観測、通報及び公表 (1)～(2) (略) (3) 水位の公表 量水標管理者は量水標の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより公表するものとする。</p> <p>5.2 (略)</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 ○気象庁</p>	<p>水防情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難勧告等の発令の時機を適時、的確に判断し、防災行政無線等あらゆる伝達手段を用い、迅速かつ確実に市民等へ伝達する。</p> <p>(イ) 洪水予報等が発表され、該当する河川の浸水想定区域内に主として防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児等）が利用する施設がある場合は、直ちに当該施設に情報を伝達し、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、それら施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4.4.4 津波に関する水防警報 (1)～(5) (略)</p> <p>第5章 水位等の観測、通報及び公表</p> <p>5.1 水位の観測、通報及び公表 (1)～(2) (略) (3) 水位の公表 量水標管理者は量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより公表するものとする。</p> <p>5.2 (略)</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集 ○気象庁</p>	<p>市地域防災計画との整合を図る 文言整理</p>

上越市水防計画

修正前

第7章 ダム・水門等の操作

7.1~7.3 (略)

第8章 通信確保

8.1~8.3 (略)

第9章 水防施設及び輸送

9.1~9.2 (略)

修正後

第7章 ダム・水門等の操作

7.1~7.3 (略)

第8章 通信確保

8.1~8.3 (略)

第9章 水防施設及び輸送

9.1~9.2 (略)

修正理由

ホームページの更新

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>第10章 水防活動</p> <p>10.1～10.3 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>10.4 (略)</p> <p>10.5 (略)</p> <p>10.5.1 市が行う、住民等の避難に関する情報の<u>発表</u>等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は、河川水位、降雨量等を考慮し、<u>避難に関する情報の発表</u>基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく<u>避難に関する情報(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急))</u>を<u>発表</u>する。</p> <p>なお、各総合事務所区域内の災害における避難準備・高齢者等避難開始の<u>発表</u>については、総合事務所長が<u>発表</u>することができるものとし、この場合、<u>発表</u>後直ちに市長に報告する。</p> <p>(3) 避難指示(緊急)等を<u>発表</u>しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。</p> <p>(4) 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び<u>避難に関する情報</u>をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難に関する情報の伝達</u>はあらかじめ定めた方法により、防災行政無線、FAX、電子メール、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。</p>	<p>第10章 水防活動</p> <p>10.1～10.3 (略)</p> <p><u>10.4 緊急通行</u></p> <p>(1) <u>緊急通行</u></p> <p><u>水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない通路を通行することができる。</u></p> <p>(2) <u>損失補償</u></p> <p><u>本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けたものに対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p> <p>10.5 (略)</p> <p>10.6 (略)</p> <p>10.6.1 市が行う、住民等の避難に関する情報の<u>発令</u>等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長は、河川水位、降雨量等を考慮し、<u>避難勧告等</u>の<u>発令</u>基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく<u>避難勧告等</u>を<u>発令</u>する。</p> <p>なお、各総合事務所区域内の災害における避難準備・高齢者等避難開始の<u>発令</u>については、総合事務所長が<u>発令</u>することができるものとし、この場合、<u>発令</u>後直ちに市長に報告する。</p> <p>(3) 避難指示(緊急)等を<u>発令</u>しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求める。</p> <p>(4) 浸水想定区域内の主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対し、洪水予報及び<u>避難勧告等</u>をあらかじめ定めた伝達方法により連絡する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難勧告等</u>の伝達はあらかじめ定めた方法により、防災行政無線(<u>戸別受信機を含む。以下本節中同じ。</u>)、FAX、電子メール、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等、多様な手段を併用して、迅速・確実に行う。</p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正</p> <p>市地域防災計画との整合を図る</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																								
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 避難に関する情報を発表した場合は、ただちに避難所等を開設することとし、避難に関する情報発表前に住民が自主的に避難した場合は、ただちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>(10) 避難情報を発表した場合は、発表時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、ただちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>(11) (略)</p> <p>10.5.2 住民等の避難に際して市が行う、要配慮者に対する配慮</p> <p>(1) 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、避難準備・高齢者等避難開始発表時には一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10.5.3 住民等の避難に関する発表の主なものと、市民に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="210 953 1184 1478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 高齢者等 避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発表されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>10.5.4 住民等の避難に関する情報の発表基準</p> <p>河川における避難に関する情報の発表基準の概要は、次の(1)(2)のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発表基準については、災害対応マニュアルで定める。</p> <p>また、高潮等突発的な自然災害が発表し、必要があると認めたときは、当該地域の市民等に対し避難勧告を発表し、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示(緊急)を発表し適切な避難誘導を行う。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>発表の基準は、避難勧告等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保でき</p>	区分	発表 時の状況等	求める行動	避難準備 高齢者等 避難開始	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに 発表 されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 避難勧告等を発令した場合は、ただちに避難所等を開設することとし、避難勧告等発令前に住民が自主的に避難した場合は、ただちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>(10) 避難勧告等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、ただちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>(11) (略)</p> <p>10.6.2 住民等の避難に際して市が行う、要配慮者に対する配慮</p> <p>(1) 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者は、避難準備・高齢者等避難開始発令時には一般の住民よりも早く車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>10.6.3 住民等の避難に関する発令の主なものと、市民に求める行動</p> <table border="1" data-bbox="1386 953 2359 1478"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況等</th> <th>求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備 高齢者等 避難開始</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示 (緊急)</td> <td>(略)</td> <td>① 避難勧告等がすでに発令されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>10.6.4 住民等の避難に関する情報の発令基準</p> <p>河川における避難に関する情報の発令基準の概要は、次の(1)(2)のとおりとする。なお、河川ごとの具体的な発令基準については、災害対応マニュアルで定める。</p> <p>また、高潮等突発的な自然災害が発表し、必要があると認めたときは、当該地域の市民等に対し避難勧告を発令し、また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示(緊急)を発令し適切な避難誘導を行う。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>発令の基準は、避難勧告等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保でき</p>	区分	発令 時の状況等	求める行動	避難準備 高齢者等 避難開始	(略)	(略)	避難勧告	(略)	(略)	避難指示 (緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに 発令 されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)	<p>市地域防災計画との整合を図る</p>
区分	発表 時の状況等	求める行動																								
避難準備 高齢者等 避難開始	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示 (緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに 発表 されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								
区分	発令 時の状況等	求める行動																								
避難準備 高齢者等 避難開始	(略)	(略)																								
避難勧告	(略)	(略)																								
避難指示 (緊急)	(略)	① 避難勧告等がすでに 発令 されている後で、避難途中である場合は、至急避難を完了する。 ② (略)																								

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																
<p>る段階において行う。</p> <p>(2) 避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>① 市長が特に必要と認めたとときのほか、避難勧告等の<u>発表</u>基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="240 552 1258 1115"> <thead> <tr> <th>河川の種類</th> <th><u>発表</u>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小河川・用排水路</td> <td>近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>イ 水位情報周知河川以外の中小河川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を<u>発表</u>する。 ① (略) ② (略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 洪水予報河川及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を<u>発表</u>する。 ① (略) ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>10.5.5 住民等の避難に関する市の対応</p> <p>(1) 市民等の自主避難に対する対応</p> <p><u>避難に関する情報発表</u>前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに避難所等を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。</p> <p>(2) <u>避難に関する情報の発表</u>、伝達</p> <p>① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に<u>避難に関する情報を発表する</u>とともに、避難所等を開設する。</p> <p>② <u>避難に関する情報の発表</u>は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに<u>発表</u>する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>避難に関する情報を発表した</u>場合は、<u>発表</u>時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。</p>	河川の種類	<u>発表</u> 基準	ア 小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。	イ 水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発表</u> する。 ① (略) ② (略)	ウ 洪水予報河川及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発表</u> する。 ① (略) ② (略)	<p>る段階において行う。</p> <p>(2) 避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>① 市長が特に必要と認めたとときのほか、避難勧告等の<u>発令</u>基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1415 552 2439 1115"> <thead> <tr> <th>河川の種類</th> <th><u>発令</u>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 小河川・用排水路</td> <td>近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。</td> </tr> <tr> <td>イ 水位情報周知河川以外の中小河川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を<u>発令</u>する。 ① (略) ② (略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 洪水予報河川及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川</td> <td>緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を<u>発令</u>する。 ① (略) ② (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>10.6.5 住民等の避難に関する市の対応</p> <p>(1) 市民等の自主避難に対する対応</p> <p><u>避難勧告等発令</u>前に市民等が自主的に避難した場合は、速やかに避難所等を開設し避難者を受け入れるとともに、避難経路の安全確保等に努める。</p> <p>(2) <u>避難勧告等の発令</u>、伝達</p> <p>① 災害の発生又はそのおそれがある場合は、速やかに当該地区の市民等に<u>避難勧告等を発令する</u>とともに、避難所等を開設する。</p> <p>② <u>避難勧告等の発令</u>は、状況に応じて次の事項を明示して行う。ただし、屋内での待避等の安全確保措置については、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに<u>発令</u>する。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>避難勧告等を発令した</u>場合は、<u>発令</u>時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。</p>	河川の種類	<u>発令</u> 基準	ア 小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。	イ 水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発令</u> する。 ① (略) ② (略)	ウ 洪水予報河川及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発令</u> する。 ① (略) ② (略)	<p>市地域防災計画との整合を図る</p>
河川の種類	<u>発表</u> 基準																	
ア 小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。																	
イ 水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発表</u> する。 ① (略) ② (略)																	
ウ 洪水予報河川及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発表</u> する。 ① (略) ② (略)																	
河川の種類	<u>発令</u> 基準																	
ア 小河川・用排水路	近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。																	
イ 水位情報周知河川以外の中小河川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発令</u> する。 ① (略) ② (略)																	
ウ 洪水予報河川及び水位情報周知河川 ・関川 ・保倉川 ・矢代川 ・正善寺川 ・柿崎川	緊急度に応じて、避難勧告・避難指示(緊急)を <u>発令</u> する。 ① (略) ② (略)																	

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																																																												
<p>(3) 避難誘導</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難誘導に当たっては、町内会や自主防災組織、関係機関等から<u>避難路</u>の状況を確認し、二次災害の危険性の低い<u>避難路</u>を選定する。</p> <p>10.5.7 <u>避難に関する情報</u>の市民への主な公表手段</p> <table border="1" data-bbox="163 594 1187 1528"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の上越市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安塚区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、<u>CATV告知端末(戸別端末)</u>、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>浦川原区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大島区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>牧区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柿崎区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大潟区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>頸城区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、<u>CATV告知端末(戸別端末)</u>、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>吉川区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、<u>CATV告知端末(戸別端末)</u>、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>中郷区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>板倉区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>清里区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三和区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、<u>CATV告知端末(戸別端末)</u>、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>名立区</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔(参照) 上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第9節〕</p> <p>10.6 住民等の避難(津波)</p> <p>10.6.1 市が行う、津波避難に関する情報(避難指示(緊急))の<u>発表</u>基準等</p> <p>(1) <u>発表</u>基準(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>発表</u>時の状況等と、市民に求める行動</p>	地域	広報手段	合併前の上越市	(略)	安塚区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	浦川原区	(略)	大島区	(略)	牧区	(略)	柿崎区	(略)	大潟区	(略)	頸城区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	吉川区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	中郷区	(略)	板倉区	(略)	清里区	(略)	三和区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	名立区	(略)	<p>(3) 避難誘導</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難誘導に当たっては、町内会や自主防災組織、関係機関等から<u>避難経路</u>の状況を確認し、二次災害の危険性の低い<u>避難経路</u>を選定する。</p> <p>10.6.7 <u>避難情報</u>の市民への主な伝達手段</p> <table border="1" data-bbox="1338 594 2362 1528"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>広報手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併前の上越市</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安塚区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>浦川原区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大島区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>牧区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>柿崎区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大潟区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>頸城区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>吉川区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>中郷区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>板倉区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>清里区</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三和区</td> <td>防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等</td> </tr> <tr> <td>名立区</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔(参照) 上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第9節〕</p> <p>10.7 住民等の避難(津波)</p> <p>10.7.1 市が行う、津波避難に関する情報(避難指示(緊急))の<u>発令</u>基準等</p> <p>(1) <u>発令</u>基準(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>発令</u>時の状況等と、市民に求める行動</p>	地域	広報手段	合併前の上越市	(略)	安塚区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	浦川原区	(略)	大島区	(略)	牧区	(略)	柿崎区	(略)	大潟区	(略)	頸城区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	吉川区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	中郷区	(略)	板倉区	(略)	清里区	(略)	三和区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等	名立区	(略)	<p>市地域防災計画との整合を図る</p>
地域	広報手段																																																													
合併前の上越市	(略)																																																													
安塚区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
浦川原区	(略)																																																													
大島区	(略)																																																													
牧区	(略)																																																													
柿崎区	(略)																																																													
大潟区	(略)																																																													
頸城区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
吉川区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
中郷区	(略)																																																													
板倉区	(略)																																																													
清里区	(略)																																																													
三和区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、 <u>CATV告知端末(戸別端末)</u> 、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
名立区	(略)																																																													
地域	広報手段																																																													
合併前の上越市	(略)																																																													
安塚区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
浦川原区	(略)																																																													
大島区	(略)																																																													
牧区	(略)																																																													
柿崎区	(略)																																																													
大潟区	(略)																																																													
頸城区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
吉川区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
中郷区	(略)																																																													
板倉区	(略)																																																													
清里区	(略)																																																													
三和区	防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機(一部))、緊急速報メール、広報車、町内会長宅電話・FAX等																																																													
名立区	(略)																																																													

上越市水防計画

修正前				修正後				修正理由
区分	発表時の状況等	対象となる市民等	求める行動	区分	発令時の状況等	対象となる市民等	求める行動	市地域防災計画との整合を図る
避難指示(緊急)	(略)	(略)	(略)	避難指示(緊急)	(略)	(略)	(略)	
10.6.2	(略)			10.7.2	(略)			
10.6.3	<p>避難に関する情報の発表、伝達</p> <p><u>避難に関する情報の発表</u>は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線、防災ラジオ等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の市民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p>			10.7.3	<p>避難勧告等の発令、伝達</p> <p><u>避難勧告等の発令</u>は、状況に応じて次の事項を明示して行うものとし、防災行政無線、防災ラジオ等による伝達のほか、町内会、自主防災組織、消防団、上越地域消防事務組合、県警察及び報道機関等の協力を得て、直ちに対象となる地域の市民等に伝達し、避難の周知徹底を図る。</p>			
10.6.4	<p>避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難</p> <p>市民等は、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、地震による揺れを感じにくい場合でも、<u>大津波警報</u>を見聞きしたら速やかに避難する。</p> <p>津波による被害のおそれのある場所に、津波に対して安全な構造を有するとして整備された施設等に避難する場合は、施設管理者の開設を待つことなく避難者自身が迅速に開設し避難する。</p>			10.7.4	<p>避難場所（高台や避難ビルなど安全な場所）への避難</p> <p>市民等は、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等を見聞きしたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。また、地震による揺れを感じにくい場合でも、<u>大津波警報等</u>を見聞きしたら速やかに避難する。</p> <p>津波による被害のおそれのある場所に、津波に対して安全な構造を有するとして整備された施設等に避難する場合は、施設管理者の開設を待つことなく避難者自身が迅速に開設し避難する。</p>			
10.6.5	(略)			10.7.5	(略)			
10.6.6	(略)			10.7.6	(略)			
10.6.7	(略)			10.7.7	(略)			
10.7	(略)			10.8	(略)			
10.8	(略)			10.9	(略)			
10.9	(略)			10.10	(略)			

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>第 11 章 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>11.1 河川管理者の協力</p> <p>国土交通省北陸地方整備局長及び新潟県知事は、河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動</p> <p style="text-align: center;"><u>に次の協力をを行う。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 河川に関する情報の提供</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>11.2 市からの応援要請</p> <p>11.2.1 他市町村に対する要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。</p> <p>応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>とりあえず口頭又は電話等で要請する。</u></p> <p>11.2.2 (略)</p> <p>11.2.3 (略)</p> <p>11.2.4 北陸地方整備局に対する依頼</p> <p>市は、地域に<u>応急処置</u>が必要がある場合、県に対し北陸地方整備局への応急処置の実施要請</p>	<p>第 11 章 防災関係機関の相互協力体制</p> <p>11.1 河川管理者の協力及び援助</p> <p>国土交通省北陸地方整備局長及び新潟県知事は、河川管理者として、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動<u>への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。</u></p> <p><u>〈 河川管理者の協力が必要な事項 〉(例)</u></p> <p>(1) 河川に関する情報の提供</p> <p>(2) 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</p> <p>(4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与</p> <p><u>〈 河川管理者の援助が必要な事項 〉(例)</u></p> <p><u>(1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供</u></p> <p><u>(2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言</u></p> <p><u>(3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言</u></p> <p><u>(4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力</u></p> <p>11.2 市からの応援要請</p> <p>11.2.1 他市町村に対する要請</p> <p>市長は、大規模な災害が発生した場合において、市のみでは十分な応急対策が実施できないと認めるときは、他市町村との災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。</p> <p>応援要請は文書で行うものとするが、文書によるいとまがない場合は、<u>電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。</u></p> <p>11.2.2 (略)</p> <p>11.2.3 (略)</p> <p>11.2.4 北陸地方整備局に対する依頼</p> <p>市は、地域に<u>応急処置</u>が必要がある場合、県に対し北陸地方整備局への応急処置の実施要請</p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正</p> <p>市地域防災計画との整合を図る</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由																																																				
<p>を依頼することができる。</p> <p>11.2.5 (略)</p> <p>11.2.6 (略)</p> <p>11.3 (略)</p> <p>11.4 (略)</p> <p>11.4.1 (略)</p> <p>11.4.2 (略)</p> <p>11.4.3 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td><u>避難の勧告等が発表され</u>、避難及び立ち退き等が行われる場合 必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救 助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び 防疫</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊 急輸送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸 与又は譲与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物の保安及び 除去</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">〔（参照）上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第17節〕</p> <p>11.5～11.8 (略)</p>	救援活動区分	概 要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	<u>避難の勧告等が発表され</u> 、避難及び立ち退き等が行われる場合 必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救 助	(略)	④水防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	⑥障害物の排除	(略)	⑦応急医療、救護及び 防疫	(略)	⑧人員及び物資の緊 急輸送	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	⑩救援物資の無償貸 与又は譲与	(略)	⑪危険物の保安及び 除去	(略)	⑫その他	(略)	<p>を依頼することができる。</p> <p>11.2.5 (略)</p> <p>11.2.6 (略)</p> <p>11.3 (略)</p> <p>11.4 (略)</p> <p>11.4.1 (略)</p> <p>11.4.2 (略)</p> <p>11.4.3 災害派遣による救援活動の区分及び概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援活動区分</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被害状況の把握</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>②避難の援助</td> <td><u>避難勧告等が発令され</u>、避難及び立ち退き等が行われる場合 必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。</td> </tr> <tr> <td>③遭難者等の捜索・救 助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>④水防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤消防活動</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥障害物の排除</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑦応急医療、救護及び 防疫</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑧人員及び物資の緊 急輸送</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑨炊飯及び給水</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑩救援物資の無償貸 与又は譲与</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑪危険物の保安及び 除去</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑫その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">〔（参照）上越市地域防災計画自然災害対策編第2部第3章第18節〕</p> <p>11.5～11.8 (略)</p>	救援活動区分	概 要	①被害状況の把握	(略)	②避難の援助	<u>避難勧告等が発令され</u> 、避難及び立ち退き等が行われる場合 必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。	③遭難者等の捜索・救 助	(略)	④水防活動	(略)	⑤消防活動	(略)	⑥障害物の排除	(略)	⑦応急医療、救護及び 防疫	(略)	⑧人員及び物資の緊 急輸送	(略)	⑨炊飯及び給水	(略)	⑩救援物資の無償貸 与又は譲与	(略)	⑪危険物の保安及び 除去	(略)	⑫その他	(略)	<p>市地域防災計画との整合を図る</p>
救援活動区分	概 要																																																					
①被害状況の把握	(略)																																																					
②避難の援助	<u>避難の勧告等が発表され</u> 、避難及び立ち退き等が行われる場合 必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救 助	(略)																																																					
④水防活動	(略)																																																					
⑤消防活動	(略)																																																					
⑥障害物の排除	(略)																																																					
⑦応急医療、救護及び 防疫	(略)																																																					
⑧人員及び物資の緊 急輸送	(略)																																																					
⑨炊飯及び給水	(略)																																																					
⑩救援物資の無償貸 与又は譲与	(略)																																																					
⑪危険物の保安及び 除去	(略)																																																					
⑫その他	(略)																																																					
救援活動区分	概 要																																																					
①被害状況の把握	(略)																																																					
②避難の援助	<u>避難勧告等が発令され</u> 、避難及び立ち退き等が行われる場合 必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。																																																					
③遭難者等の捜索・救 助	(略)																																																					
④水防活動	(略)																																																					
⑤消防活動	(略)																																																					
⑥障害物の排除	(略)																																																					
⑦応急医療、救護及び 防疫	(略)																																																					
⑧人員及び物資の緊 急輸送	(略)																																																					
⑨炊飯及び給水	(略)																																																					
⑩救援物資の無償貸 与又は譲与	(略)																																																					
⑪危険物の保安及び 除去	(略)																																																					
⑫その他	(略)																																																					

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>第 12 章 費用負担と公用負担</p> <p>12.1 (略)</p> <p>12.2 公用負担</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公用負担権限<u>証明書</u></p> <p><u>公用負担の</u> 権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあってその身分を示す証明書を、<u>その他これらの者の命を受けた者</u>にあっては、<u>次のような証明書</u>を携行し、<u>必要な場合にこれを提出しなければならない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">公用負担権限 <u>証明書</u> 第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>上記の者に上越市における水防法第 28 条 <u>第 1 項</u>の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">〔又は水防団長 消防機関の長〕</p> </div> <p>(3) <u>公用負担の証票</u></p> <p>公用負担の権限を行使したとき <u>は、次のような証票を</u> 2 通作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者又はこれに <u>準ずべき者に手渡さなければならない。</u></p>	<p>第 12 章 費用負担と公用負担</p> <p>12.1 (略)</p> <p>12.2 公用負担</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公用負担権限<u>委任証</u></p> <p><u>公用負担を命ずる</u>権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあってその身分を示す証明書を、<u>水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証</u>を携行し、<u>必要がある場合は、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあっては、水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">公用負担権限 <u>委任証</u> 第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>上記の者に上越市における水防法第 28 条 <u>第 2 項</u>の権限行使を委任したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">〔又は水防団長 消防機関の長〕</p> </div> <p>(3) <u>公用負担命令書</u></p> <p>公用負担<u>を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を</u> 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに <u>準ずる者に交付するものとする。</u></p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<div data-bbox="97 352 1193 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>公用負担命令票</u></p> <p>負担者 <u> </u> 住所 <u> </u> 氏名 <u> </u> 物件数量 <u> </u> 負担内容（使用、収用、処分等）期間摘要 <u> </u></p> <p style="text-align: center;"><u>水防法第 28 条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。</u></p> <p>年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p style="text-align: right;">命令者 <u> </u> 氏名 <u> </u> 印</p> </div> <p>(4) 損失補償 <u>公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（法第 28 条）</u></p> <p>第 13 章 水防報告等 （略）</p> <p>第 14 章 水防訓練</p> <p>14.1 水防訓練 水防管理団体である市は、毎年出水期前に、消防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。 <u>(追加)</u></p> <p>第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置等</p> <p>15.1 洪水対応 (1)～(4) （略） <u>(追加)</u></p>	<div data-bbox="1279 352 2368 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><u>公用負担命令書</u></p> <p>第 <u> </u> 号 種類 <u> </u> 員数 <u> </u> 使用 収用 処分 <u> </u> 平成 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 <u> </u> 氏名 <u> </u> 事務取扱者 <u> </u> 氏名 <u> </u> 印</p> <p style="text-align: right;"><u> </u> 殿</p> </div> <p>(4) 損失補償 <u>本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</u></p> <p>第 13 章 水防報告等 （略）</p> <p>第 14 章 水防訓練</p> <p>14.1 水防訓練 水防管理団体である市は、毎年出水期前に、消防団の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。 <u>また、市が主催する水防研修や北陸地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。</u></p> <p>第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保等のための措置等</p> <p>15.1 洪水対応 (1)～(4) （略） <u>(5) 予想される水災の危険の周知等</u> <u>市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表す</u></p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>(5) (略) <u>(追加)</u></p> <p>15.2 津波対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域等の指定の検討 県は、津波浸水想定を踏まえ、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や津波災害危険区域の指定について検討を行い、市は、県とともに必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難所等の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(2) 津波避難体制の整備 市は、津波発生時に市民等が迅速かつ自主的に避難できるよう、県が提示する指針に基づき津波避難計画を策定し、防災知識・危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、<u>安全な</u>避難所等の機能・環境整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定及び福祉避難所の指定等を行うなど、体制を整備する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第16章 水防協力団体</p> <p>16.1 水防協力団体の指定 水防管理団体は、<u>一般社団法人もしくは一般財団法人又は特定非営利活動法人で下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを</u>、その申請により、水防協力団体として指定することができる。</p> <p>16.2 (略)</p>	<p><u>る場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>浸水被害軽減地区</u> <u>浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。</u></p> <p>15.2 津波対応</p> <p>(1) 津波災害警戒区域等の指定の検討 県は、津波浸水想定を踏まえ、<u>警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域については、津波災害警戒区域の指定について検討を行うとともに</u>、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や津波災害危険区域の指定について検討を行い、市は、県とともに必要に応じて津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難所等の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</p> <p>(2) 津波避難体制の整備 市は、津波発生時に市民等が迅速かつ自主的に避難できるよう、県が提示する指針に基づき津波避難計画を策定し、防災知識・危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、<u>避難経路等の計画、避難場所、</u>避難所等の機能・環境整備、上越市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定及び福祉避難所の指定等を行うなど、体制を整備する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第16章 水防協力団体</p> <p>16.1 水防協力団体の指定 水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる<u>法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体を</u>、その申請により、水防協力団体として指定することができる。</p> <p>16.2 (略)</p>	<p>水防法改正及び水防計画作成の手引きによる修正 市地域防災計画との整合を図る</p>

上越市水防計画

修正前	修正後	修正理由
<p>16.3 水防協力団体の消防団等との連携</p> <p>水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。</p> <p>津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第 32 条の 3)</p> <p>16.4 (略)</p>	<p>16.3 水防協力団体と消防団等の連携</p> <p>水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。</p> <p>津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第 32 条の 3)</p> <p>16.4 (略)</p>	<p>水防計画作成の手引きによる修正</p>